

○松阪市議会政務活動費の交付に関する条例

平成17年1月1日条例第11号
改正 平成20年8月25日条例第32号
平成24年10月18日条例第31号
令和2年7月10日条例第44号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項から第16項までの規定及び松阪市議会基本条例(平成24年松阪市条例第30号)第18条の規定に基づき、松阪市議会議員の政策立案、調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として政務活動費を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、松阪市議会における会派(以下「会派」という。)及び会派に所属しない議員に対して交付する。

(交付額及び交付の方法)

第3条 政務活動費は、各月1日の基準日において、会派にあっては当該会派の所属議員数に月額25,000円を乗じて得た額を、会派に所属しない議員にあっては月額25,000円を交付する。

2 政務活動費は、年間分を一括して交付する。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

3 年度の途中において、会派の結成、解散等があった場合においては、会派が結成された日又は会派に所属しない議員となった日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は当月)分以降の政務活動費を月割計算により交付する。

(所属議員数の異動に伴う調整)

第4条 政務活動費の交付を受けた会派の所属議員数に異動が生じた場合における政務活動費については、異動が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は当月)分から調整する。

2 政務活動費の交付を受けた会派が、年度の途中において解散した場合にあっても前項の例による。

(使途基準)

第5条 会派及び会派に所属しない議員は、政務活動費を別に定める使途基準に従って使用するものとする。

2 政務活動費は、次に掲げる経費に充ててはならない。

(1) 個人的な使途に充てる経費

(2) 党費その他政党活動に関する経費

(経理責任者)

第6条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

(収支報告書の提出)

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者及び会派に所属しない議員は、別記様式により、政務活動費に係る収入及び支出の報告書を作成し、議長に提出しなければならない。

2 前項の収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派が解散したとき又は会派に所属しない議員が会派に所属することとなったときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者又は会派に所属しない議員であった者は、解散の日又は会派に所属した日から30日以内に第1項の収支報告書を提出しなければならない。

(政務活動費の返還)

第8条 市長は、政務活動費の交付を受けた会派及び会派に所属しない議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派及び会派に所属しない議員がその年度において政策立案、調査研究その他の活動に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

(収支報告書の保存)

第9条 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙により議会の議員が選出されるまでの間における会派に対する政務調査費は、第3条第1項の規定にかかわらず、当該会派の所属議員数に月額8,000円を乗じて得た額とする。

(令和2年8月から令和3年3月までの間の政務活動費の特例)

3 松阪市議会における会派の所属議員及び会派に所属しない議員に係る令和2年8月分から令和3年3月分までの政務活動費は、松阪市議会政務活動費の交付に関する条例(平成17年松阪市条例第11号)第3条第1項の規定にかかわらず、交付しない。

附 則(平成20年8月25日条例第32号)

この条例は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
(平成20年規則第61号で、同年9月1日から施行)

附 則(平成24年10月18日条例第31号)

この条例は、平成24年11月1日から施行する。ただし、題名の改正規定、第1条の改正規定中「第14項及び第15項」を「第14項から第16項まで」に改める部分、「調査研究」を「政策立案、調査研究その他の活動」に改める部分及び「政務調査費」を「政務活動費」に改める部分、第2条から第7条までの改正規定中「政務調査費」を「政務活動費」に改める部分、第8条の改正規定中「政務調査費」を「政務活動費」に改める部分及び「市政の調査研究」を「政策立案、調査研究その他の活動」に改める部分、第10条の改正規定並びに別記様式の改正規定中「政務調査費」を「政務活動費」に改める部分及び「松阪市議会政務調査費の交付に関する条例」を「松阪市議会政務活動費の交付に関する条例」に改める部分は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

附 則(令和2年7月10日条例第44号)

この条例は、公布の日から施行する。

年 月 日

（宛先）松阪市議会議長

会派名
経理責任者名
又は議員名

印

年度政務活動費収支報告について

松阪市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項に基づき、
別紙のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。

(その2)

年度政務活動費収支報告書

会派名
又は議員名

1 収入 (単位：円)

科 目	金 額	備 考
政務活動費		

2 支出 (単位：円)

科 目	金 額	備 考
研究研修費		
調査研究旅費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費		
広 報 費		
事 務 費		
その他の経費		
合 計		

3 残額 (単位：円)

科 目	金 額	備 考
政務活動費		

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。